

令和7年 月 日

越前市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

越前市においては、鉄道（北陸新幹線、ハピラインふくい線、福井鉄道福武線）が市域を南北に広域的な公共交通ネットワークの主軸となっている。また、地域内幹線である路線バス（武生越前海岸線、南越線、池田線）が近隣町の広域を含む市域の東西を運行し、通勤や通学の移動手段として利用されている。

これらの幹線は、ハピラインふくい武生駅や福武線たけふ新駅を起点としており、車を運転できない高齢者等を中心に生活に必要な移動手段として機能している支線である路線バス（王子保河野海岸線、白山線、入谷線）及び市民バス、予約のりあいタクシー（デマンド交通）、地域支えあい交通（公共ライドシェア）と接続している。

しかしながら、少子高齢化や生産年齢人口の減少に加え、地方の特徴であるマイカー利用の意識の高さによる高齢ドライバーの増加により、公共交通利用者は年々減少している。また、燃料費や人件費の高騰による公共交通の収支率の悪化と公的負担の増加及び運転士不足が深刻な課題となっている。

越前市では、こうした公共交通の課題を踏まえ、公共交通を持続可能なものとするため、交通サービスと公的負担のバランスを考慮した見直しを行っているが、運行に様々な課題を抱えている。

市民バス利用者の減少が著しいことから、市民や地域のニーズに合わせてより便利な運行を行うべく、令和5年度から予約のりあいタクシーや地域支えあい交通の実証運行を行い、市民バスからの転換を進めている。

また、令和6年から、運転士不足に起因して路線バス3路線（入谷線、白山線、池田線）について見直しの協議を行っているが、令和7年10月から入谷線の廃線、白山線の見直しが決定しており、当該路線沿線の地区において、予約のりあいタクシー及び地域支えあい交通を代替手段として定着、拡充していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、予約のりあいタクシー及び地域支えあい交通を確保・維持することで、市民の移動手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 予約のりあいタクシー及び地域支えあい交通を含む新交通システムの人口カバー率を 100% とする。(直近年度の実績 30.5%)
- ・ 予約のりあいタクシーの年間利用者数を 15,000 人 とする。(直近年度の実績 476 人)
- ・ 予約のりあいタクシーの年間運行回数を 6,000 回 とする。(直近年度の実績 418 回)
- ・ 地域支えあい交通の年間利用者数を 3,400 人 とする。(直近年度の実績 436 人)
- ・ 地域支えあい交通の年間運行回数を 682 回 とする。(直近年度の実績 104 回)

(越前市地域公共交通計画 P 52 参照)

(2) 事業の効果

予約のりあいタクシーを維持することにより、当該運行区域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらに、利用促進を図ることにより、地域活動や余暇活動など、外出の機会を気軽に持つことによって、人との交流や地域、社会との結びつきが増え、健康的で生きがいのある日常生活の確保につながる。

地域支えあい交通を維持することにより、当該地区の高齢者や中学生、高校生の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらに、住民同士の支え合いによる外出機会により、生活水準の維持だけでなく、住民同士の交流による地域活性化につながる。

また、幹線・支線のネットワークを構築、連携することで、交通サービスと公的負担のバランスを考慮した効率的な運行体系が実現できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【予約のりあいタクシー】

- ・段階的なエリア拡大、運行形態の拡充（越前市）
- ・利用者登録会や説明会の開催、試乗による利用促進（越前市）
- ・停留所の追加や見直し、店舗や医療機関を利用した待合環境の改善（越前市）
- ・乗合状況に応じた車両の配車（越前市）
- ・利用促進を図るため、イベント等の連携による乗車割引の実施（越前市）
- ・キャッシュレス決済の推進（越前市）
- ・公共交通に関する情報の一元化と市ホームページ及び市公式LINEを活用した分かりやすい情報発信（越前市）

（越前市地域公共交通計画 P 4 2、4 4 参照）

【地域支えあい交通】

- ・運行事業について地域との定期的な意見交換（越前市）
- ・地区・町内説明会の開催（越前市）
- ・チラシ回覧等による周知活動（事業者）

（越前市地域公共交通計画 P 4 3、4 4 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【予約のりあいタクシー】

運行に係る費用 65,006 千円（運行委託、システム管理委託）から、運行収入を差し引いた額を越前市が負担している。

【地域支えあい交通】

運行に係る費用総額 7,887 千円（運行委託、車両リース料）から運行収入を差し引いた額を越前市が負担している。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・OD調査 ・利用者アンケート（車内聞き取り、登録者送付等） ・住民ヒアリング（出前講座、役員会等）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和６年度】

実施年月日	主な協議事項等
令和６年 ６月 ５日（水）第１回	本協議会の設立、事業計画の共有
令和６年 ８月 ６日（火）第２回	現況公共交通の整理、デマンド交通拡充、計画骨子案
令和６年１０月 ４日（金）第３回	計画骨子案
令和６年１１月 ６日（金）第４回	計画素案
令和７年 ２月 ４日（火）第５回	計画案

【令和７年度】

実施年月日	主な協議事項等
令和７年 ５月２７日（火）第１回	協議会規約等の新設及び一部改正 予約のりあいタクシーのエリア拡充 路線バスの運行見直し

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画の策定にあたり、令和6年4月から市民や各公共交通利用者を対象としたアンケートを行い、公共交通全般の利用状況や満足度を伺った。令和6年8～9月にかけて市内10地区で住民との意見交換会を実施し、公共交通の最適化に関する意見聴取（市民バスからデマンド交通への移行など）を行った。また、令和6年12月から令和7年1月にかけてパブリックコメントを実施した。これらを踏まえ、計画の目標やその達成に向けた取組みを設定するとともに、予約のりあいタクシー（デマンド交通）の拡充（運行エリアの拡大、乗り継ぎ方法の変更等）を図った。

予約のりあいタクシーについては、令和5年10月の実証運行開始前から、主に高齢者等を対象とした説明会を継続して実施している。また、実際の利用者や事業者からの意見、要望等の徴収を行い、毎年、運行内容の見直しを行っている。令和6年3月には運行曜日を週2日から4日に変更し、令和6年10月の第2次実証運行開始の際には、運行エリアの拡大に併せて、乗り継ぎ方法の変更を行った。また、令和7年4月には、実際の乗合率の状況や高齢者の安全な乗り降りのため、車両サイズを変更（ジャンボタクシー⇒通常のタクシー）した。越前たけふ駅の来訪者の移動の足の確保が課題となっており、予約のりあいタクシーの利用促進を進めていく。

地域支えあい交通については、実証運行（※）の開始以降、地元と定期的な意見交換を行い、地域の実情に合わせた運行の見直しを適宜行っている。

※坂口地区：令和6年7月～／白山地区：令和7年1月～

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）越前市府中一丁目13-7

（所 属）越前市総合政策部地域交通課

（氏 名）三好 拓朗

（電 話）0778-22-3704

（e-mail）mathikou@city.echizen.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
越前市	福鉄商事(株) 小松タクシー(有) ヤマトタクシー(株)	(1) Aエリア		神山、王 子保地 区		往 km 復 km	209日	2,090回			区域運行	①	武生駅、たけふ新駅で補助対象地域 間幹線系統武生越前海岸線、南越 線、池田線と接続	①
	福鉄商事(株) 小松タクシー(有) ヤマトタクシー(株)	(2) Bエリア		北日野、北新 庄、味真野、 栗田部、岡 本、南中山、 飯間地区		往 km 復 km	209日	2,090回			区域運行	①	武生駅、たけふ新駅で補助対象地域 間幹線系統武生越前海岸線、南越 線、池田線と接続	①
	サポートさかぐち	(3) 坂口地区		坂口地 区、越前 市内		往 km 復 km	136日	208回			区域運行	①	武生駅、たけふ新駅で補助対象地域 間幹線系統武生越前海岸線、南越 線、池田線と接続	①
	サポートしらやま	(4) 白山地区		白山地 区、越前 市内		往 km 復 km	246日	402回			区域運行	①	武生駅、たけふ新駅で補助対象地域 間幹線系統武生越前海岸線、南越 線、池田線と接続	①
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	越前市
-------	-----

(単位：人)

	人 口
人口集中地区以外	52,626
交通不便地域等	(該当なし)

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
越前市地域公共交通計画	令和7年3月31日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付する（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）